

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年10月22日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	4号機	定期検査中の原子炉建屋において、協力企業作業員が梯子から落下し左腕及び両足を負傷したため、救急車を要請して病院へ搬送した。医師による診察の結果、「左上腕骨骨折、両足かかと打撲」と診断された。今後、落下した原因について調査する。	A s	10月21日公表済 (PDF183KB)

その他：20件

No.	号機等	不適合件名	グレード	発生日
1	1号機	廃棄物処理設備フィルタスラッジサージタンク出口配管の洗浄水入口弁に動作不良（全閉しない）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
2	1号機	主タービン温度・偏心・伸び・伸び差記録計に記録用紙送り不良が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
3	2号機	タービン建屋換気空調系冷却装置の点検において、同装置用圧縮機（A）に温度の上昇が認められたため、当該圧縮機を点検・修理	D	
4	2号機	原子炉建屋3階計器室の床面に油のリーク（約150cc）が認められたため、当該部を清掃及び対応検討	C	
5	2号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（42-31）のアクュームレータ用圧カスイッチの接続部より窒素ガスのリーク（カニ泡程度）が認められたため、当該部を点検・修理	C	
6	4号機	原子炉格納容器漏えい検査用計器の点検において、温度検出器（2台）に絶縁不良が認められたため、当該検出器を交換	D	
7	4号機	タービン建屋天井クレーン付属ホイスト（No. 1）の点検において、横行装置に動作不良が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
8	4号機	原子炉給水ポンプ用軸シール水供給ポンプ（B）の点検において、シャフトのスリーブ取付部表面に損傷（カジリ傷）が認められたため、当該シャフトを交換	D	
9	4号機	主タービン潤滑油温度調整弁の計装用空気元弁のグランド部にエアリーク（カニ泡程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
10	4号機	主蒸気逃がし安全弁窒素ガス供給装置（A）の窒素集合弁に窒素ガスのシトリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
11	5号機	原子炉格納容器圧力抑制プール内の点検作業において、番線（1本）を発見したため、当該物品を回収・処理	C	
12	5号機	定期事業者検査（プロセスモニタ機能検査）の検査記録記載の検査名に誤記が認められたため、当該誤記を訂正及び対応検討	C	
13	5号機	非常用ディーゼル発電機（B）の試運転において、換気空調系非常用ディーゼル発電機室の給気ダンパが開動作しなかったため、当該ダンパの開閉制御装置を点検・修理	C	

No.	号機等	不適合件名	グレード	発生日
14	5号機	原子炉建屋換気空調系の給排気隔離弁（4台）の点検において、弁駆動用空気配管の接続部（4箇所）、アキュムレータの安全弁（4台）及び下部閉止栓（3箇所）にエアリーク（カニ泡程度）が認められたため、当該部を修理	D	
15	6号機	原子炉格納容器圧力抑制プール水温度記録計の複数測定箇所の温度データ中、1箇所のデータに指示値不良が認められたため、当該温度測定回路を点検・調整	D	
16	6号機	残留熱除去海水系ポンプ（A/C）の起動時、駆動用電動機冷却水配管ストレーナの入口フランジ部及び下部フランジ部より海水のリークが認められたため、当該部を点検・修理	D	
17	6号機	補機冷却海水系用硫酸第一鉄注入装置のポンプ駆動用電動機の軸受部に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
18	集中環境施設	可燃性雑固体廃棄物焼却炉（B）用主バーナー（B-1）の接続ガスカート部に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
19	集中環境施設	濃縮廃液乾燥固化系遠心薄膜乾燥機（B）の洗浄水出口弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
20	その他	発電所構内の放射線従事者登録センタ建屋内にある精密検査用ホールボディーカウンタ装置用ゲルマニウム検出器冷却用液体窒素ガス供給用ポンベ出口弁に動作不良（開固着）が認められたため、当該弁を交換	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで